

改訂 涉外不動産登記 《目次》

第一編 涉外不動産登記

第一章 序 論

第一節 涉外不動産登記の対象

第二節 涉外不動産登記の特色

第三節 不動産に関する物権

一 物権の客体

二 物権の主体

三 物権の種類及び内容

四 登記すべき権利

五 物権の得喪・変更

第四節 物権行為能力

一 行為能力

二 法定代理

三 参考事例

第五節 外人法

一 自然人の権利享有

二 外国法人の権利享有

三 参考事例

第二章 涉外不動産登記総論

第一節 登記所及び登記官

第二節 登記簿

第一款 外国文字を使用することの可否

第二款 国籍記載の要否

第三節 登記申請行為

第四節 申請書

一 国籍の記載

二 通称名の使用

三 外国法人の住所

四 申請人の住所

五 申請人の署名・捺印

第五節 添付書面

一 総 論

二 登記済証（保証書）

- 三 登記原因証書
- 四 許可・同意・認可を証する書面
- 五 代理権限を証する書面
- 六 印鑑証明書
- 七 住所証明書

第三章 涉外不動産登記各論

- 第一節 所有権保存の登記
- 第二節 所有権移転の登記
- 第三節 抵当権の登記
- 第四節 登記名義人の表示変更・更正
- 第五節 そ の 他
- 第六節 船舶に関する登記
- 第七節 登録免許税

第二編 涉外相続登記

第一章 涉外相続登記総論

- 第一節 意 義
- 第二節 外国人の相続
- 第三節 準 拠 法
 - 第一款 準拠法の決定
 - 第二款 二重国籍
 - 第三款 無国籍
 - 第四款 不統一法
 - 第五款 人的異法
 - 第六款 分裂国
- 第四節 反 致
- 第五節 登記申請手続
- 第六節 申 請 書
- 第七節 添 付 書 面
 - 一 総 論
 - 二 相続を証する書面
 - 三 住所を証する書面
 - 四 参 考 事 例
 - 五 国際裁判管轄権

第二章 涉外相続登記各論

第一節 アメリカ

一 準 拠 法

二 相続を証する書面

第二節 カナダ

一 準 拠 法

二 相続を証する書面

第三節 イギリス

一 準 拠 法

二 相続を証する書面

三 参考事例

第四節 ドイツ

一 準 拠 法

二 相続を証する書面

三 参考事例

第五節 フランス

一 準 拠 法

二 相続を証する書面

第六節 中 国

一 準 拠 法

二 相続を証する書面

三 参考事例

第七節 朝 鮮

一 準 拠 法

二 相続を証する書面

三 参考事例

第八節 そ の 他

一 元樺太在籍者

二 樺太で死亡した者の相続登記

三 被相続人が日本在住の無国籍者である場合の相続及び相続登記

四 朝鮮人の日本帰化後の相続を証する書面

五 在日ソ連人の遺言と準拠法

六 ブラジルとカルトリオ

参考資料

法 例

外国人土地法

外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令
外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令第二条の規定により大蔵大臣の指定する国
外国政府の不動産に関する権利の取得に関する規則
外国政府の不動産に関する権利の取得に関する省令
外国人ノ抵当権ニ関スル法律
遺言の方式の準拠法に関する法律
外国人ノ署名捺印及無資力証明ニ関スル法律
大韓民国涉外私法
大韓国民民法第四編（抄）・第五編（相続）
中華人民共和国継承法
先例年月日索引
事 項 索 引

改訂 涉外不動産登記 目 次 （終）